

県南広域振興局長告示第 190 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成 20 年 12 月 16 日

県南広域振興局長 勝 部 修

- 1 工区に含まれる地域の名称 1 工区 北上市里分 7 地割 1 番 1、1 番 2、1 番 3 の一部、2 番、3 番、4 番、5 番の一部、6 番の一部、7 番の一部、8 番 1、28 番の一部、29 番の一部、30 番の一部、31 番の一部、32 番の一部、33 番の一部、34 番の一部、35 番 2 の一部、40 番の一部、41 番の一部、60 番の一部、74 番の一部、75 番 1、75 番 2 の一部、94 番 2 の一部、94 番 3 の一部、105 番 1 の一部、105 番 2 の一部、106 番 1 の一部、108 番の一部、109 番の一部及び 110 番の一部、8 地割 160 番 2 の一部、166 番の一部、167 番の一部、168 番 2 の一部、238 番 2 の一部及び 238 番 3 並びにこれらの区域に介在する道路並びに認定外道路及び水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 北上市大曲町 2 番 24 号 株式会社中央開発